

ペットのトラブル

～話し合いで解決しませんか？～

例えばこんな時・・・



ご近所さんのペットの鳴き声
がうるさいので、なんとか
してほしい。



ペットが他人の物を壊して
損害賠償を請求されてしま
った。



ペットが怪我をさせてし
まい、治療費を請求されて
しまった。



司法書士がお手伝いします！！
一度、話し合ってみませんか？



司法書士がいて安心できた
ニャン！ワン！

おおごとにならずにすんで
よかったワン！

平和的に解決できてよかった
ニャン！



お問い合わせ先 福岡県司法書士会ADRセンター

住所 福岡市中央区舞鶴3丁目7番13号大禅ビル1階

※平成29年11月頃から下記住所に変わります。

福岡市中央区舞鶴3丁目2番23号(福岡県司法書士会館内)

電話 092-741-0530

受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)10時～16時



司法書士会ADRセンターってどんなことをするの？

トラブルを裁判所の手続きではなく、話し合いで解決したい場合に、トレーニングを受けた司法書士が中立・公正な立場で話し合いに同席して話し合いのサポートをします。

当事者が直接話し合うので、本音で話し合うことができます。また、解決方法についても、法的な問題だけでなく、感情面への配慮や、柔軟な解決案の検討が可能になります。



話し合いはどこですか？

原則としてADRセンター（福岡県司法書士会館内）ですが、他の場所で行うことも可能です。秘密を保持する必要があるため、場所によりご希望に添えない場合もあります。

話し合いはいつするの？

土日祝日、夜間でも可能です。ご希望に合わせて日時や時間を決めることができます。

誰にも知られたくないけど…

話し合いは非公開で行われます。手続きに関わる人には守秘義務がありますので、安心して利用してください。

相手が話し合いに参加してくれるかな？

お申込みをいただいた後、当センターから相手の方に参加していただけるようお誘いいたします。強制力はありませんので、相手の方が出席を希望しない場合には、手続きは終了となります。

費用はどのくらい？

事務手数料 3,000 円のみで利用できます。（平成 31 年 3 月 31 日まで）
ただし、郵送費などの実費が 3,000 円を超える場合には、追加で実費分をご負担いただきます。

話し合いがまとまったら？

話し合いで決まった内容をまとめ、文書（合意書）を作成してお渡します。



詳しくはADRセンター（092-741-0530）までお気軽にお問合せください！